

平成30年3月に卒業した

日本学生支援機構奨学生の皆さんへ

貸与終了後の返還の手続きについて（お知らせ）



三重短期大学学生部

返還の手続きにあたっては、特に、以下のことに注意してください。

### ◎ 住所等が変わったら・・・

「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を必ず日本学生支援機構に提出してください。

#### **注意！！**

- ・届出がない場合、日本学生支援機構からの重要な通知が届かなくなります。それが元で延滞状態となり、結果、**個人情報機関**にあなたの個人情報が登録されることになります。
- ・**個人情報機関**に登録されると・・・クレジットカードの使用や、ローン等の利用が制限される場合があります。

\* 卒業後の勤務先を未記入のままリレー口座（口座振替）を登録された方は、勤務先の届出をしてください。

### ◎ 返還が困難になったら・・・

すみやかに日本学生支援機構に連絡してください。  
願い出により奨学金の返還期限を猶予することがあります。  
（事例） 災害、傷病、失業、経済困難等



◇詳細は、

返還説明会時にお渡ししている「返還のてびき」又は、  
日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>  
をご覧ください。

お問い合わせ先：「奨学金返還相談センター」

電話0570-600-301（ナビダイヤル）

